



【よしむら・しん】

株式会社インターネットイニシアティブ
技術企画部部長。
JPNIC理事、WIDEプロジェクトメンバーとして日本のインターネットを推進している一人。
ニフティサーブのインターネットフォーラムの
シスオベも務める。

インターネットは学術、研究活動の基盤として発展してきました。インターネットを作ってくる経緯の中で、ネットワークの使用目的に関してさまざまなことがいわれてきました。これは新たにインターネットに参加する人にとって分かりにくいものの一つです。今回はこのAUP(Acceptable Use Policy)がなぜあるのか、どういう考えで存在しているのかを説明したいと思います。また、コマースサービスとしてインターネットが提供されるようになってどのような問題があるのかもあわせて考えてみたいと思います。

さてこのAUPはだんだんなくなる方向にあります。というのは、アメリカ合衆国や日本などのように、コマースサービスが提供されているところでは、これらサービスを利用するにあたって、違法でなければ何をしてもかまわないからです。しかし、何をしてもかまわないというのは、本当に何をしてもいいのでしょうか？ 一般の法律からくる制約や、エチケットなどの暗黙の了解事項まで、気持ちよく生活するためにはいくつかのポイントが存在しています。

ネットワークのエチケット

分かりやすいことからみてみましょう。

電話を例にとると、いたずら電話は論外です。無差別のセールス電話もあまり愉快なものではありません。ただし電話は発信者課金ですから受信者には経済的負担は生じません。

しかしエチケットとして、相手の時間や、都合には配慮が必要です。また、不快に感じることをしないほうがいいに決まっています。

FAXだとどうでしょう。FAXにじゃんじゃん広告が送られてくると

ということも現実に起こっていません。これはどういうわけでしょう。郵便でのダイレクトメールは毎日のように舞い込んできますが、これは要らなければ捨てればいいだけです。郵便ではコストは発信者が全部負担しています。FAXはどうでしょう。FAXの場合、受信する側で紙などを用意しています。受信する側のリソースを使うわけです。したがって一般には了承の下、あるいは依頼のあったものしかFAXでは送らないようにしています。

ネットワークの利用で、まず電子メールを例にとってみると、届いた電子メールを受け取るためのコンピュータ、ディスクは受け取る側の負担です。この点でFAXと似た状況があります。通信コストも同じように受信側にも負担が生じています。そうすると、郵便でなくFAXと同じように考えるべきだろうという推測が成り立ちます。

小さなメールでは負荷はたいしたものではありません。でも電話と同じように受信者が不快なことをしていいわけではありません。

そうすると、電子メールの利用ではいきなりダイレクトメールは好ましくないとされます。相手からの依頼のあるもの、あらかじめ合意されたものであれば電子メールで、広告などの活動が行われてもよいと考えられます。

このように、コストを負担する人の合意がない行為はコンピュータネットワーク以外のものでも暗黙の内に禁止されているということが分かります。

バックボーン利用のポリシー

コマースサービスとして提供されているネットワークでは、利用者がそのバックボーン(幹線)ネットワークの負担も料金として負担

AUPはこわくない。
それはインターネットの「自由と規律」。

しています。

しかし、研究、学術ネットワークの場合、これらはネットワーク構築のコストを負担している人が特定の目的で作ったネットワークです。それ以外の目的に使ってほしくないということもありえます。インターネットはこのようにいわばプライベートネットワークに近いものが各所に存在しています。これは、いわば「人の持ちもの」です。ここを通してもらうときに制約が生じます。

AUPの最も有名なものは、NSF (National Science Foundation) NETのAUPです。1992年6月のものが最新ですが、これには一般原則として「NSFNETバックボーンは、米国の研究および教育機関の開かれた研究と教育を支援するために提供されている。加えて、開かれた学術的なコミュニケーションと研究にかかわるものであれば、営利企業(会社)の研究を含む。他の目的は許容されない」となっています。さらに細かく個々のケースが書かれています。広告はいけないけれど、研究、教育上必要な新製品、サービスのアナウンスはよいとか、研究、教育を直接支援するためのコミュニケーション、活動はなんでもよいなどと書かれています。禁止事項は、一般原則、および個々のケースにあげられていない営利活動、大量に私用で使うこととなっています。

わが国でも、JPNICのanonymous ftpにさまざまなネットワークのポリシーが公開されています。

さて、これらのネットワークのポリシーを読むと、大抵の場合、「営利活動は禁止」とは書いてないということが分かります。多くの場合「目的に合わない営利活動は禁止」となっています。これはどう解釈するべきでしょうか？ おおむねそういうネットワークを使って

いる人から「ネットワークを使って」、「電子メールで」と依頼のあったことはよいと解釈していいでしょう。なぜならそれはその人の研究、教育活動に必要なことであるからです。

これらはいわばバックボーンネットワークの利用ですが、その先に個々の組織のポリシーがあります。どんなネットワークに接続しているかを含めて、組織のポリシーが存在しています。

相手の都合を考えるのは、コミュニケーションの基本だと思いません。第三者がいいとか悪いとかいう以上に当事者がだめだということをしてはいけません。AUPの問題は分かりにくいですが、当事者間の合意はもっと大切です。

インターネットの商用化と法律、規制

このようなネットワークのAUPもさることながら、インターネットが事業化すると、法律、規制というポリシーとの問題もあります。現在、わが国のインターネットはもろろん世界のインターネットにかかわる状況は急速に変化しています。またインターネットの技術は非常に先進的であるため、現行法を杓子定規に当てはめようとするとギクシャクするところがたくさんあります。しかし、過去に作られた法律、ルールが新しいものに合わないことはしばしばあります。規制緩和が叫ばれていますが、インターネットの仕組みや、技術はそれが作られた時には予想できなかったものです。

その意味では現在過渡的な状況にあるともいえます。音声ネットワークの上を流していいのか？ 放送との関係は？ 相互接続したネットワークでは保証はどうなるのか？ 商用利用は？ さまざまな問題が存在しています。

相互接続に関しては、物理的な接続と手続き的なものがあります。ネットワークサービスプロバイダー間の接続に関しては技術的問題が非常にたくさんあります。物理的な接続の技術的問題の解決のために国内主要プロバイダーはWIDE プロジェクトとの共同研究として接続をしています。この接続で利用のポリシーに関して制限を付していませんので、国内プロバイダー間での商用利用に関する制限はありません。

ところが事業者間の相互接続については、法的な問題もあります。ところがここには事業者間の接続、かつ二者間の定義しかされていません。インターネットの相互接続には通信事業者以外も登場します。またインターネットは直接の二者の接続だけでなく、三者以上の接続、間接接続でもネットワークの接続性を得ることができます。このような中で何が正式な接続と定義されるのでしょうか？

もともとインターネットでは、Availabilityは提供するけれども、保証はありません。常に最大の可

能性を提供するように努力はしています。しかし、通信速度も保証されていません。その代わりに一般に接続状況、バックボーンの数などが公開されています。インターネットでは技術的にユーザー側の責任と判断に負うところが多くなっています。

音声の問題も、インターネット上の音声は電話のような基本音声サービスとは異なるものであるとはいえ、音声、画像を通すことができるという点では間違いありません。

マルチキャストを利用した、音声、画像は見方によっては放送ととらえることもできます。双方向CATVとはまた異なる技術ですが、双方向でかつ同時に多数の人が視聴、参加可能なものです。

このように、AUPはインターネットの発展とともにさまざまな変化をしています。そして常に変化には摩擦が多少伴います。しかし、これに恐れることなく、より豊かなコミュニケーション、アプリケーションを目指すのがインターネットでもあるのです。





[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp